別表六(三)の項(は)欄中「もの。」を「もの」に改め、「隙間ゲージ等により」を削り、同項(に)欄中「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同(四)の項(は)欄中「ノギス等により」、「エアゲージ等により」及び「隙間ゲージ等により」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同項(に)欄中「小さい値。」を「小さい値」に、「キロパスカル。」を「キロパスカル」に、「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同(六)の項(は)欄中「隙間ゲージ等により」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同項(に)欄中「二百分の一。」を「二百分の一」に改め、同表六の次に次のように加える。
